

# 施 工 条 件 明 示 事 項

工 事 名   ：   平成 2 9 年 度   並 柳 第 一 雨 水 幹 線 新 設 工 事

工 事 場 所   ：   松 本 市   並 柳 1 丁 目

工事の実施にあたっては、「土木工事共通仕様書」及び「長野県土木工事施工管理基準」その他指定された図書を参考とし、かつ別紙の事項について施工条件とする。

- ( 1 ) 土木工事共通仕様書                   ( 長野県建設部 )
- ( 2 ) 長野県土木工事技術指針集       ( 長野県建設部 )
- ( 3 ) 土木工事現場必携                   ( 長野県 )
- ( 4 ) 長野県土木工事施工管理基準 ( 長野県土木部 )
- ( 5 ) 下水道工事施工の手引き       ( 長野県下水道公社 )

図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

個別工種の施工条件について、別紙のとおりさだめる。

松 本 市

# 特記仕様書

( 施工条件明示事項 )

明示事項	明示内容及び制約条件
1 工程関係	<p>( 1 ) <u>近接工事 なし</u></p> <p>( 2 ) <u>地元町会・関係機関との工程調整の必要性 あり</u> 地元町会、隣接地権者へ工事着手前に工事内容の説明を行うこと。 上水道が影響するため、布設替あり。( 鑄鉄管 75 mm , 150 mm )</p> <p>( 3 ) 工期を厳守するように、速やかに関係者等との調整及び施工計画を行い、 工期内で工事完了検査を実施できるようにすること。</p>
2 施工計画	<p>( 1 ) <u>支障物件等の試掘調査は行っているが、施工に際しては十分に注意して進めること。</u></p> <p>( 2 ) 速やかに施工できるように材料調達等の段取りをすること。</p> <p>( 3 ) <u>80%出来形(予想)図を竣工日より30日前以上に提出すること。</u></p> <p>( 4 ) <u>工期内での竣工検査を受検出来るように、努めること。</u></p> <p>( 5 ) 建設業法及び公共工事の入札契約の促進に関する法律に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。</p> <p>( 6 ) 下請計画がある場合は、下請負人通知書等を提出すること。 ( 下請負人の判断については、土木工事現場必携 K4-9 参照のこと )</p> <p>( 7 ) 受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める『施工体制台帳』とそれに係る書類及び『施工体系図』を作成し、工事期間中工事現場に備え付けると共に監督員に提出すること。</p> <p>( 8 ) 『施工体系図』は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>( 9 ) 産業廃棄物の処理、警備員等の委託業種についても、『施工体制台帳』及び『施工体系図』に記載すること。</p> <p>( 10 ) 変更契約後は、「変更施工計画書」を作成し提出すること。</p>
3 用地関係	<p>( 1 ) 着手前に必ず用地巾杭等の確認をすること。用地巾杭が現地にない場合は、復元し確認をすること。</p> <p>( 2 ) 測量用基準点が工事で支障となる場合は、支障にならない箇所に新たに基準点を設け、位置とデータを施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>( 3 ) 工事支障物件の処置(地下埋設物・地上物件) 本工事区間に支障物件がある場合、工事着手前に各管理者に照会すると共に試掘等の調査を実施し処置方法について協議すること。</p> <p>( 4 ) 工事中用借地 本工事施工にあたり、必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続きについては、受注者側で対応すること。 特に、「農地の一時転用」については、事前に関係機関と協議・調整をおこなうこと。</p> <p>( 5 ) 工事完了時には原則として用地巾杭を復元し監督員の確認を得ること。なお、杭の種類については監督員と協議の上決定すること。</p>

4 公害対策  
・周辺環境保全関係

- (1) 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする『別紙1』
- (2) 周辺環境への配慮  
周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。  
また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。  
当該工事箇所は、昼間の交通量を考慮して、函渠工及び車道に関する工種について夜間工事としているため、周辺への環境対策に十分に留意すること。
- (3) 現場発生残土等  
各種資材の搬出時には、運搬車両等から付着土砂を確実に除去してから一般道に出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。
- (4) 過積載防止関係  
・過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。  
・取引メーカーから購入する各種材料（生コン・AS・骨材等）や下請負業者についても過積載防止対策の範囲とする。  
・対策について、施工計画書内に具体的に記載すること。  
・工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。  
・実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理の上、竣工時に提出すること。
- (5) 排水への対応  
・本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。
- (6) 第三者災害への対応  
・住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。  
・地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

<p>5 安全対策関係</p>	<p>(1) 安全教育・研修・訓練等の実施  工事現場においては、長野県共通仕様書 1-1-1-37 に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。  安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真に整理して提出すること。</p> <p>(2) 交通安全施設  下記により実施することを原則とする。  1) 歩道を塞ぐときは、歩行者通路を設置すること。必要に応じて、交通誘導員を配置すること。  2) 円滑な交通を確保できるよう努めること。  3) 降雪時安全対策のため、除雪及び塩カル散布を行うこと。  4) 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。  5) 車道部分に接し、車などの飛び込みの恐れがある場合、ガードレール、視線誘導板、回転灯、投光器を設置する等、夜間の歩行者を含めた交通の安全対策を十分に実施すること。  6) 施工に際しては現地状況等を勘案して、受注者が交通処理計画を立案し、監督職員と協議すること。</p> <p>(3) 交通管理  交通誘導業務をする場合は、警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。また、配置する者の、教育の実施状況、受講者等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出すること。</p> <p>(4) 安全対策  降雨雪時の作業について、周辺への対策を含め、安全対策について検討すること（施工計画書に、対策等について明記すること）</p> <p>(5) 換気設備  既設函渠等内での作業を含め、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、必要な換気設備等の設置等の対策を講じること。</p> <p>(6) 現地の状況、地元町会及び警察等との協議の結果または条件変更に伴い、変更が生じた場合は別途協議する。</p>
<p>6 仮設工関係</p>	<p>(1) 工事用道路関係  公道を工事用道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分にいき、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。</p> <p>(2) 仮設通路  仮設通路を設置する場合、仮設通路の周囲を囲い、路面の管理を行うこと。</p> <p>(3) 仮設材  受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。</p> <p>(4) 土留め工  任意とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としないものとする。</p> <p>(5) 仮設配管  仮設配管を設置する場合、布設場所の管理を行うこと。</p> <p>(6) 本工事に関する仮設工は、任意仮設であり現場にあった仮設方法を検討し、監督員と打ち合わせしてください。</p> <p>(7) 仮設計画、仮設工に関する金額等を施工計画時に明示してください。</p>

<p>7 残土・産業廃棄物関係</p>	<p>(1) 工事の施工で生じる残土の処分については、距離指定により計上している。</p> <p>ア 特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、『別紙2』のとおり処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。</p> <p>イ 受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。</p> <p>(2) 建設副産物の運搬・処理について</p> <p>ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。</p> <p>イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。</p> <p>ウ 下請負業者が建設副産物を運搬・処理する場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。</p> <p>エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェストの(写)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。また、処分場(中間処理場含む)受入れの際、計量を行い、結果写しを竣工時提出すること。</p> <p>オ 埋設コンクリートは産業廃棄物として処分する。処分量は設計変更の対象とし、処理量をマニフェストにより確認し別途協議する。</p> <p>カ 提出するマニフェスト写しについては、土木工事現場必携に準じる。</p> <p>(3) 施工計画書に下記書類を添付すること。</p> <p>ア 処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写し</p> <p>イ 受注者と処理又は運搬業者との契約の写し</p> <p>ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート</p> <p>エ 残土処分及び運搬ルート</p> <p>(4) 再生資源利用等計画書、実施書の提出</p> <p>ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。</p> <p>イ 竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出する。</p> <p>ウ 作成は指定されたシステムにより行い、データの入力されたCDを添付する。</p> <p>エ 対象は量の多少にかかわらず、全てとする。</p>
<p>8 工事支障物件等</p>	<p>(1) 道路内及び隣接地に架空・埋設物について、必要であれば、管理者等へ確認・立会いをおこない十分な注意を払うこと。</p>
<p>9 排水工関係 (濁水処理を含む)</p>	<p>(1) 地下水等を排水する場合は、泥水等を直接流さないように、沈砂槽を設置する等の対策を行うこと。</p>
<p>10 薬液注入関係</p>	<p>無し</p>

1 1 品質及び  
技術管理関係

- (1) 建設資材の品質記録保存  
土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。
- (2) 埋戻土及び路盤について  
埋戻土の締固め密度90%以上を確保すること。(締固め密度試験を行い、結果を提出すること。なお、密度試験は管路延長200mにつき1箇所行うこと。)  
また、道路路床又は路体部分に当たる部分の埋戻し材は、修正CBR20以上及びCBR12以上のものを用いること。  
埋戻用搬入土についてCBRの確認をし、監督員と協議を行うこと。  
なお、上記に関わる試験費用については、技術管理費に含まれるものとする。
- (3) 現場発生材の使用について  
既設路盤材の再使用について、指示がある場合、粒度50mm以下のものを使用することとする。左記に当てはまらない場合及び既設路盤厚が、設計路盤厚と異なる場合は、監督員と協議を行い、指示を受けることとする。
- (4) 材料指定について  
ボックスカルバート及び人孔等については、下水道協会規格に準拠した製品を用いることとする。ただし、異なる製品(規格)を使用する場合は、監督員と協議すること。
- (5) 工事カルテ作成、登録について  
ア 工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に直ちに登録を行い、発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。  
イ 受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (6) 生コン納品書(伝票)の扱い  
ア 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。  
イ 納品書には工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。
- (7) 工事施工における検査(確認)及び立会  
ア 段階確認について  
1) 床掘完了時            2) 基礎工施工時  
3) 型枠組立完了時      4) 鉄筋組立完了時  
5) 主要な工事施工段階の区切り目  
6) 管(函)布設時の中心偏移及び基準高(管(函)底高)  
7) 特に指定された部分の施工時  
8) 共通仕様書P-10の「表-1」に記載されたもの  
イ 確認の方法等  
・ 全種別の確認段階に関わる事前報告書(種別・細別・項目・実施予定時期等記載)を別紙様式集の「段階確認項目一覧表」により施工計画時に提出する。  
・ 監督員は上記の調整を受けて、同表の(通知書)により確認時期予定日を通知する。  
・ 確認時には事前に内部検査を行い、「検査記録表」を提示しこれにより実施するものとする。  
・ 臨場を机上とする場合は、上記「検査記録表」及び写真等の確認のできる資料を整備し、これらを提出し確認を受けるものとする。  
・ 監督員は確認後「段階確認表」の(確認書)により通知する。
- (8) 基礎地盤の地耐力確認のため、平板載荷試験等の原位置試験を実施すること。  
上記に関わる試験費用については、技術管理費に含まれるものとする。

1 2 その他

- (1) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等構造改善対策にも配慮されたい。
- (2) 建設業退職金共済制度について、請負代金額が800万円以上の場合、建設業退職金共済組合が発行する掛金収納書を契約締結後一ヶ月以内に提出すること。なお、その他の退職金制度を利用している場合や期間内に収納書が提出できない場合は、あらかじめ理由を文書で提出すること。
- (3) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出すること。
- (4) 着手前には事前調査を必ず行い、必要に応じて地権者の立会を行うこと。また、疑義が生じた際は速やかに監督員と協議し指示を受けること。
- (5) 現場状況等施工条件に差異が生じた場合は、速やかに監督員と打合せをし、書面にて協議すること。
- (6) 工事着手に先立ち、地元の町会長及び周辺住民及び事業所に工事の挨拶と説明をし、必要ならば説明会を行うこと。
- (7) 町会長に工事の挨拶後、速やかに工事の予告看板を掲示し、看板の管理を行うこと。
- (8) 材料等設計単価の取扱いは、『別紙3』のとおりとしている。  
尚、見積徴収先は非公開としている。

## 排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

## 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機、） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。



## 発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している

## 建設発生土

残土処理		地区名		運搬距離	km
残土処理	指定	地区名		運搬距離	km
残土処理		プラント名	(株)フルオカ	運搬距離	7.0 km
		数量	70 m <sup>3</sup>		70 m <sup>3</sup>
		直接工事費	処分費 98,000 円	運搬費	97,510 円

条件 1. 指定の場合、場所地区及び運搬距離を明示する。

2. 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

3. 任意処分の場合、未記入。

## 特定建設資材（建設リサイクル法）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルトコンクリート塊	再利用	プラント名	(株)清水口建設	運搬距離	9.0 km
		数量	78 t		34 m <sup>3</sup>
		直接工事費	処分費 93,600 円	運搬費	81,560 円
	再利用	(1)無筋 C0			
		プラント名	(株)清水口建設	運搬距離	8.5km
		数量	9 t		4 m <sup>3</sup>
		直接工事費	処分費 10,800 円	運搬費	7,540 円
		(2)鉄筋 C0			
		プラント名	(株)清水口建設	運搬距離	8.5km
		数量	72 t		37 m <sup>3</sup>
		直接工事費	処分費 108,000 円	運搬費	71,113 円
		(3)二次製品			
		プラント名	(有)上條丸田組	運搬距離	8.5km
数量	19 t				
直接工事費	処分費 57,000 円	運搬費	(鉄筋 C0 に含む) 円		
木材処理	焼却処分	プラント名			
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1. 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2. 積算上の明示条件であり、処理施設を指定するものではない。

3. 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

4. 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

## 産業廃棄物（建設廃棄物処理方針）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず (抜根・伐採材)	再利用	プラント名		運搬距離	km
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
汚泥		プラント名		運搬距離	km
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
その他 (金属くず)		プラント名		運搬距離	km
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1. 備考欄については、2 特定建設資材欄と同じ。

## 並柳第一雨水幹線新設工事に係わる設計単価について

標記に係わる材料等設計単価については、長野県建設部ほかの「平成 29 年度実施設計単価表」及び建設物価（財団法人建設物価調査会）及び積算資料（財団法人経済調査会）に掲載されている価格（以下、刊行物単価という。）によるほか、松本市がメーカー、商社等から見積書を徴収し、下記のとおり採用価格（一部施工費を含む）を決定しています。

尚、見積徴収先は非公開であり、設計図書において明示されている条件を満たすものであれば、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

## 記

## 材料等設計単価一覧表

材 料 等 名	規 格・形 状 寸 法・仕 様 等	単 位	採 用 価 格
再生クラッシャーラン	40 mm 以下	m <sup>3</sup>	県実施単価表
残土処理費		m <sup>3</sup>	1,400 円
ボックスカルバート	B2000 × H1300 × L2000 W=6,660kg/本(参考重量)	個	236,000 円
Box 横穴加工費	300	箇所	9,000 円
Box 差筋用 Y インサート取付費	M12 L=75 材料込み	個	810 円
ボックスカルバート基礎版	W400 × H100 × L1500 W=96kg/枚(参考重量)	枚	6,300 円
生コンクリート夜間割増額	深夜 22:00 ~ 5:00 まで 50m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup>	5,000 円
歩車道境界ブロック(両面 R)	A 種(150/190 × 200 × 600)	m	県実施単価表
生コンクリート夜間割増額	深夜 22:00 ~ 5:00 まで 50m <sup>3</sup> 以下	式	200,000 円
アスファルト混合物夜間割増額		t	1,500 円
再生アスファルト混合物	密粒度(20F) [再生材 混入率 50%以下]	t	県実施単価表
C o 無筋処理費		t	〃
C o 有筋処理費		t	〃
二次製品(有筋)処理費		t	〃
A s 掘削廃材処理費		t	〃
暗渠排水管	高密度ポリエチレン管 ダブル管 700 mm 5 回使用	m	3,660 円

以上